

○指名停止措置について

①指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住 所	措置期間
(株)N J S	村上 雅亮	東京都港区芝浦 1-1-1	平成28年1月27日から 平成28年3月26日まで (2か月)

②指名停止の措置の範囲

安来市が発注する業務委託等について、指名停止措置とする。

③指名停止に係る事実概要等

上記の業者は、千葉市が発注した下水道処理施設の設計業務委託の入札に関し、平成28年1月7日、公契約関係競争入札等妨害の容疑で東京事務所所長、茨城出張所長兼取手出張所長が千葉県警に逮捕された。

このことは「安来市建設工事等入札参加者指名停止措置要綱」別表第2第5号に該当する。
なお、指名停止措置の期間は2か月とする。

④指名停止措置理由

安来市建設工事等入札参加者指名停止措置要綱
別表第2 第5号

措 置 要 件	期 間
(競売入札妨害又は談合) 5 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	逮捕又は公訴を知った日から 2月以上12月以内